

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3編 監査の結果及び意見 【33】神戸市大学奨学金基金 (2) 監査の結果及び意見 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき 【意見】 当該基金は寄付金(合計200,000千円)を元本として設置され、基金設置以降、各年度の運用収益を超えない範囲で給付してきたことから平成24年度末の基金残高は元本の200,000千円と83,727千円の運用収益で構成されている。 しかし、近年の低利回りの影響を受けて年間の運用収益は3,069千円に留まっており、運用収益を超えない範囲での給付では限定的な事業活動にならざるをえない状況である。当該基金を継続するうえで元本の200,000千円については維持していくとしても、各年度の志願者数の状況などによっては運用収益の積み立て部分である83,277千円の取り崩しを行うなど、柔軟に対応してもよいと考えられる。 (教育委員会)</p>	<p>平成28年度以降、奨学給付金の増加が見込まれ、基金(運用収益積立部分(83,277千円))の取崩しを行うこととしている。</p>	<p>措置済</p>
<p>給付額の見直しについて検討すべき【意見】 神戸市大学奨学金基金条例施行規則第3条によれば奨学金の額は(1)自宅からの通学者は月額15千円(年間180千円)、自宅外からの通学者は月額20千円(年間240千円)とされている。また、同第2条では奨学生に志願できる者として(3)日本育英会その他公私の団体又は個人から大学にかかわる学資の給与又は貸与の予約を受けていない者とされており、ほかの奨学金制度との併用は認められていない。 しかし、国公立大学の学費と比較しても奨学金は少額であり、当該奨学金のみでは「人物及び能力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由から大学における修学が困難な者に対して学資の給与を行い、もって社会有為の人材を育成する」という基金の目的を十分に達成できる金額に達していないため、多くの高校生が応募していない可能性がある。寄付者の意思を尊重し、市内に在住する、経済的理由から大学進学が困難な状況にあるすべての高校生にチャンスを与えるため、ほかの奨学金との併用を認め応募資格を広げたり、奨学金の額を引き上げたり等を検討する事が考えられる。これにより、応募人数が増加し、さらに優秀な高校生を社会有為の人材へ育成することへつながり、事業の効果がより一層高まると考える。 (教育委員会)</p>	<p>今後の基金の運用について、運用利息の減少も見込まれ、基金の取崩しが発生しており、事業の長期的な継続を考え、給付額は維持する。 また、他の奨学金との併給については、国においても経済的理由により修学が困難な方に対して幅広く修学する機会を得ていただくという点や、奨学金の公平な分配という点、また大学の授業料減免・免除による学費負担の軽減者は併給禁止規定の対象外としていることから併給規定については、現行どおりとする。</p>	<p>他の方法で対応</p>